（届出事項）

第三十五条　法第五十三条第一項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

［一～二十一　略］

二十二　劣後特約付金銭消費貸借（金融庁長官が別に定めるものを除く。次号並びに第三項第十七号及び第十八号において同じ。）による借入れをしようとする場合又は劣後特約付社債（金融庁長官が別に定めるものを除く。次号並びに第三項第十七号及び第十八号において同じ。）を発行しようとする場合

［二十三～三十一　略］

［2～10　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律施行規則（平成十年金融再生委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（届出事項） **第三十五条**　［同上］ ［一～二十一　同上］ 二十二　劣後特約付金銭消費貸借による借入れをしようとする場合又は劣後特約付社債を発行しようとする場合 ［二十三～三十一　同上］ ［2～10　同上］	（届出事項） **第三十五条**　法第五十三条第一項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 ［一～二十一　略］ 二十二　劣後特約付金銭消費貸借（金融庁長官が別に定めるものを除く。次号並びに第三項第十七号及び第十八号において同じ。）による借入れをしようとする場合又は劣後特約付社債（金融庁長官が別に定めるものを除く。次号並びに第三項第十七号及び第十八号において同じ。）を発行しようとする場合 ［二十三～三十一　略］ ［2～10　略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。
（自己資本の充実の状況に係る区分） **第二条**　［同上］ ［2～8　同上］ 9　第二項の表中「連結自己資本比率」とは、銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第十二項、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第七項、信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第三条第十一項、協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第四項、労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第二条第四項、農林中央金庫法第八十五条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第八項、農業協同組合法第九十四条の二第三項に規定する区分等を定める命令第一条第四項又は水産業協同組合法第百二十三条の二第三項に規定する区分等を定める命令第一条第四項に規定する連結自己資本比率をいう。 10　［同上］	（自己資本の充実の状況に係る区分） **第二条**　［略］ ［2～8　略］ 9　第二項の表中「連結自己資本比率」とは、銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第十二項、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第七項、信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第三条第十一項、協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第四項、労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第二条第四項、農林中央金庫法第八十五条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第九項、農業協同組合法第九十四条の二第三項に規定する区分等を定める命令第一条第四項又は水産業協同組合法第百二十三条の二第三項に規定する区分等を定める命令第一条第四項に規定する連結自己資本比率をいう。 10　［略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。

（金融機関等の組織再編成の促進のための特別措置に関する内閣府令の一部改正）

第三条　金融機関等の組織再編成の促進のための特別措置に関する内閣府令（平成十四年内閣府令第八十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（定義） **第五条**　［同上］ ［2～5　同上］ 6　第一項第一号から第一号の三まで及び第三号から第五号までの「連結自己資本比率」とは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める連結自己資本比率をいい、第一項第一号及び第三号の「連結普通株式等Ｔｉｅｒ１比率」、「連結Ｔｉｅｒ１比率」及び「連結総自己資本比率」とは、それぞれ銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第十二項又	（定義） **第五条**　［略］ ［2～5　略］ 6　第一項第一号から第一号の三まで及び第三号から第五号までの「連結自己資本比率」とは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める連結自己資本比率をいい、第一項第一号及び第三号の「連結普通株式等Ｔｉｅｒ１比率」、「連結Ｔｉｅｒ１比率」及び「連結総自己資本比率」とは、それぞれ銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第十三項又